

松戸市若年がん患者在宅療養支援事業に関するQ&A

	内容	質問	回答
1	利用申請	一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったとはどのように判断するのか。	介護保険制度第2号被保険者が要介護認定を受けるための要件である特定疾病「がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)」の診断基準を元に医師が判断するものです。
2	利用申請	利用申請書に記載した内容に変更があった場合、どうすればよいか。	変更届出書が必要な理由に該当する場合、変更届出書(第4号様式)を市に提出してください。 届け出が必要な内容は、①住所変更があった場合、②公的制度の利用状況が変更した場合、③支援事業を中止する場合となります。
3	利用申請	利用者の住民票登録は松戸市にない。しかし、松戸市内に住民票登録がある家族の自宅で療養をする場合、支援事業の利用は可能か。	事業の対象者は、利用者となります。利用対象者の要件の一つである、「松戸市に住所を有すること」に該当しないため対象外となります。
4	利用申請	利用申請書の申請者は誰の氏名を記入するか。	ホームページに添付しています書き方見本(第1号様式)をご覧ください。 申請者には、利用者又はご家族の氏名を記入してください。 ご家族の氏名を記入した時、第1号様式の下段「受任者(乙)」も同一氏名の場合、委任状は必要ありません。 【委任状の必要ないパターン】 ① 申請者:家族、利用対象者(甲):利用者本人、 受任者(乙):申請者と同一の家族である場合 ② 申請者と利用対象者(甲)が利用者本人の場合
5	請求	1か月あたりの利用上限額を超えてサービスを利用することは出来ないか。	1か月あたりの利用上限額は、あくまで本事業における補助対象となる上限額です。上限額を超えてのサービス利用を妨げるものではありません。ただし、利用上限額を超えた分については、利用者の自己負担になります。
6	請求	複数のサービス提供事業者を利用する際に、合計額が1か月あたりの補助上限額を超えた場合は、どのように市に補助金を請求すればよいか。	1か月当たりの補助上限額やサービス毎の補助上限額に注意してください。利用者及びサービス提供事業者間で調整した上で請求してください。
7	請求	補助金の請求は、毎月提出しないといけないか。	複数月分をまとめた請求は可能です。ただし、サービスを利用した日から起算して1年以内に月単位ごとに明細が分かるようにまとめてください。1か月の補助上限額がありますので、請求の際は十分に注意してください。
8	請求	補助金の請求者が利用者本人でない場合、請求の都度、委任状は必要か。	請求者は利用申請書(第1号様式)と同一の者を記入する場合(振込先の名義も同一者)は、委任状は必要ありません。ただし、利用申請書(第1号様式)の受任者(乙)以外が請求する場合は、委任状(第6号様式)が必要です。また、請求者が変更になる都度、必要になります。
9	サービス	施設での入浴は利用可能か。	支援事業では訪問入浴介護に限っていますので利用できません。障害者手帳がある方は障害福祉サービスで利用できるか担当課に相談してください。
10	サービス	サービス提供事業者を探す方法はありますか。	インターネットで千葉県介護事業所・生活関連情報検索(介護サービス情報公表システム)から事業者を検索できます。また、「介護保険・介護サービス事業者ガイドブック 介護なび・まつど」にも事業者の情報がありますのでご覧ください。また市に相談していただくことも可能ですが、ご本人と事業者間でのサービス利用の合意になりますので、市は情報の提供までとなることをご了承ください。